

第1 保健推進員

○ 保健推進員制度

地域住民の健康づくりのため、市の保健事業と一体的関係を保ちながら保健活動の円滑な推進を図ることを目的として、平成7年3月、「盛岡市保健推進員規則」による保健推進員制度を設置し、現在431名を委嘱している。

○ 基本方針

保健行政と一体となって、明るく健康で快適な住みよい地域づくりを目指し、住民の健康増進及び母子保健の推進、健康管理、疾病予防等の保健活動を積極的に展開し、保健思想の普及向上に努めるものとする。

1 地区における保健活動の推進

(1) 健康相談 333回開催 延べ参加者数 4,178人

健康教育 456回開催 延べ参加者数 7,810人

各町内会等で年1～2回開催した。(開催場所…各地域公民館、活動センター等)

(2) 各種検診受診勧奨活動

受診率向上のための勧奨活動等の実施。

検診受付従事、地域での呼びかけ、チラシの町内回覧等を行った。(6月～10月)

検診受付 延べ 56回 延べ従事者数 138人

(3) 特定事業

15地区で、次のとおり開催した。(563人参加)

地区	実施日	参加人数	内容
仙北	29.7.7	35人	今日からはじめよう気軽に楽しくラジオ体操
土淵	29.9.28	38人	ノルディックウォーキング初級コース
中野	29.10.11	38人	みんなの体操&ラジオ体操教室
桜城	29.10.17	27人	「音楽に合わせて楽しく健康体操～ いつまでも元気はつらつで～」
仁王	29.10.23	29人	だれでもできる！自宅で続けられる！コンディショニング
東厨川	29.10.26	44人	こころの健康づくり講演会
山岸	29.10.31	55人	介護予防フェスタ
北厨川	29.11.9	18人	レインボー健康体操
飯岡	29.11.9	50人	リフレッシュ音楽教室
松園	29.11.28	60人	元気はつらつ運動教室
本宮	29.11.28	26人	ノルディックウォーキング教室
巻堀・姫神	29.12.5	40人	脳活&笑いヨガ
大慈寺	29.7.12	18人	フットコンディショニング教室
	30.1.10	19人	玄米ニギニギ体操教室

地 区	実施日	参加人数	内 容
洪 民	30. 1. 17	18人	リンパケア
城 南	30. 2. 19	48人	～楽しく健康づくり～いきいき運動教室

(4) 子育て相談

盛岡市保健所事業の子育て相談等へ体験参加し、事業に協力した。

全 49回 延べ従事者数 50人

2 献血活動の推進

(1) 献血推進活動

市内30地区において献血推進活動を実施（各地区0～4回），地域献血本数 2,817.5本（全血・200ml換算）の実績を上げた。（活動回数 37.5回，献血会場 42カ所）

(2) 献血推進協力地区会長会議

平成30年 3月23日（金）市保健所 地区長 30人出席

3 保健推進員協議会の運営

保健推進員の職務の円滑な遂行を確保するとともに，相互の親睦を図り，市の保健行政の進展に寄与することを目的に各地区長を理事として協議会を設置，運営強化を実施した。

(1) 総会 平成29年 5月17日（水），盛岡劇場メインホール，出席者 318人

(2) 理事会 市保健所で（4/21・7/27・12/15・3/23）4回開催した。

(3) 地区総会 平成29年 5月19日～6月12日にかけて，各地区公民館等で開催した。

(4) 会報「すこやか」の発行

第23号を平成29年12月 1日付で11,000部発行，各町内会等へ班回覧に供した。

4 保健活動推進のための研修会への参加及び開催

(1) 市保健所主催の研修会

第1回保健推進員研修会

平成29年5月17日（水）盛岡劇場メインホール 318人参加

演題 盛岡市の脳卒中死亡率を下げるためにすべきこと

講師 岩手医科大学医学部衛生学公衆衛生学講座 教授 坂田 清美 氏

(2) 市保健所・保健推進員協議会共催の研修会

第2回保健推進員研修会

平成29年9月12日（火） 勤労福祉会館 139人参加

講演・実技

演題 チェアエクササイズ

講師 グループエクササイズフィットネスインストラクター 泉澤 敦子 氏

(3) 保健推進員協議会主催の研修会

保健推進員理事研修会 平成29年11月14日（火）～15日（水） 理事15人参加

陸前高田市内視察

特別養護老人ホーム 高寿園

陸前高田市保健推進員との交流会（陸前高田市民生部保健課）

盛岡市保健推進員規則

平成7年3月30日

規則第7号

(設置)

第1条 保健活動等の円滑な推進を図るため、保健推進員を置く。

(職務)

第2条 保健推進員は、別に定める担当区域内において、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 保健活動に係る連絡、周知及び協力に関すること。
- (2) 各種検診の受診及び予防接種の奨励に関すること。
- (3) 保健活動に関する知識の普及に関すること。
- (4) 献血の推進に関すること。

(定数)

第3条 保健推進員の定数は、440人以内とする。

(委嘱)

第4条 保健推進員は、町内会、自治会等の地域的自治組織の意見を聴いて市長が委嘱する。

(身分)

第5条 保健推進員は、非常勤とする。

(任期)

第6条 保健推進員の任期は、3年（市長が別に定める保健推進員にあつては、3年以内の期間において市長が定める期間）とする。ただし、補欠の保健推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密を守る義務)

第7条 保健推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(地区長)

第8条 保健推進員の職務を円滑に行わせるため、地区長を置く。

2 地区長は、別に定める担当地域内において、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 保健推進員の職務に関する連絡調整に関すること。
- (2) 保健活動等に関する会議等の開催の協力に関すること。

3 地区長の定数は、30人以内とする。

4 地区長は、第2項の担当地域内の保健推進員の意見を聴いて当該保健推進員のうちから市長が委嘱する。

5 前3条の規定は、地区長について準用する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第4号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第4号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の盛岡市保健推進員規則の規定は、平成16年4月1日以後に委嘱する地区長から適用し、同日前に委嘱する地区長については、なお従前の例による。

附 則（平成18年規則第4号）

この規則は、平成18年1月10日から施行する。